

茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会認定審査要領

1 審査方針

市長の諮問に応じ、審査は次の審査基準により、各委員が公平性をもって客観的に申請団体の認定コミュニティとしての適格性について審議を行う。

2 審査基準

審査基準は、次のとおりとする。

(1) 区域の合致

- ア 申請書に、主として活動する区域が記載されているか。
- イ 申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。
- ウ 規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。

(2) 構成団体としての自治会の有無

- ア 申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。
- イ 申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。

(3) 規則で定める構成団体の有無

- ア 申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号に規定された団体が規定されているか。
- イ 申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。

(4) 公募委員に関する規定及び募集実績

- ア 申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。
- イ 重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書の内容が適切か。

(5) 個人の参加の担保

- ア 申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。
- イ 全ての個人の参加に関する調書の内容が適切か。

(6) 民主的運営の担保

- ア 申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。
- イ 民主的な運営に関する調書の内容が適切か。

(7) 規約の有無

- ア 申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。

(8) 活動内容における営利性、宗教性、政治性の有無

- ア 申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。
- イ 申請書類から、前項の事業が行われないことが読み取れるか。

3 審査方法

次のとおり審査を行い、市長に答申する。

- (1) 審議会の委員は、申請団体の申請書類の内容について「2 審査基準」の各項目に基づき、次の表により基準を満たしているかどうか審査を行う。

審査基準	区 分
満たしている	○
満たしていない	×

4 答申

各委員が行った審査をもとに検討を行い、審議会として総合的な判断をした後、申請団体の認定コミュニティとしての適格性について市長に答申する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。